

平成二十一年九月十六日提出
質問 第一一九号

外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に関する質問

主意書

提出者 鈴木宗男

外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に関する質問

主意書

「政府答弁書一」（内閣衆質一六四第七四号）及び「政府答弁書二」（内閣衆質一六四第一一九号）を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書一」では、一九九二年九月二十七日午前一時頃から約一時間、モロッコ王国の首都ラバト市内のバーでウイスキーを飲んだ後に、飲酒状態で自動車を運転し、帰宅する途上、速度超過と不注意によりタクシーに追突し、その弾みでスクーターに乗っていた現地人を死亡させた外務省在外職員について、「外務省の職員が御指摘の事故を起こしたことは、事実である。当時、当該職員は、国際法上の特権及び免除を享有していた。当該職員に対して、停職処分が行われている。外務省として、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。外務省において確認できる範囲では、当時、この処分の内容については、公表していない。」との答弁がなされている。右職員に対して同省が下した処分の内容は妥当であるとする認識に、現時点においても変わりはないか。同省の見解如何。

二 任地国の法令に違反して飲酒対人交通事故を起こし、現地住民一人を死亡させた職員に対し、外務省は

停職という極めて軽い処分で済ませ、そのことを当時国民に公表もしていない。更にこの事故を起こした職員を後に天皇陛下から認証を受ける特命全権大使としてドミニカ共和国に赴任させている。鳩山由紀夫内閣総理大臣、そして外務大臣は、一の「政府答弁書一」の答弁に見られる、同省の一連の対応は適切であり、妥当であったと認識しているか。

三 「政府答弁書二」では、平成十一年二月十五日深夜から同月十六日未明にかけて、夫人との間で口論になった末、夫人を殴り負傷させ、任国の司法手続に服することとなった外務省職員について、「外務省の職員が御指摘の行為を行ったこと等は、事実である。外務省は、任国における司法手続が終了した後、直ちに当該職員を帰国させるとともに、減給処分を行った。外務省としては、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。当該職員は、現在、特命全権大使を務めている。」との答弁がなされている。右職員に対して同省が下した処分の内容は妥当であるとする認識に、現時点においても変わりはないか。同省の見解如何。

四 任地国の法令に違反して暴行事件を起こし、現地の司法手続に服することとなった職員に対し、外務省は減給という極めて軽い処分済ませ、そのことを当時国民に公表もしていない。更にこの事件を起こし

た職員を後に天皇陛下から認証を受ける特命全権大使としてパナマに赴任させている。鳩山由紀夫内閣総理大臣、そして外務大臣は、三の「政府答弁書二」の答弁に見られる、同省の一連の対応は適切であり、妥当であつたと認識しているか。

右質問する。